

## 令和2年度第8回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 令和3年1月25日（月） 午前9時30分開会

2 場 所 米子市役所本庁舎4階 402会議室

### 3 出席者

#### 委員

細田委員長、入江副委員長、青砥委員、大谷委員、北農委員、郡委員、林委員、湯浅委員

#### 所管部局

経済部文化観光局スポーツ振興課

（岡経済部文化観光局長、深田スポーツ振興課長、スポーツ振興課職員）

都市整備部都市整備課

（隠樹都市整備部長、都市整備課職員）

#### 事務局

瀬尻総務管財課長、総務管財課職員

### 4 会議概要

#### [1 開 会]

#### [2 委員長あいさつ]

#### [3 議 事]

#### (1) 指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の審議

##### ①【米子市営大和公園運動広場】

所管部局の経済部スポーツ振興課が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問）の選定過程などを説明した。

#### 【質疑等】

（委員） 決算資料で赤字決算となっているが、財務状況は大丈夫なのか。

（所管課） 県外の道路や橋梁などの点検を行う事業をされており、コロナ禍の県外移動制限により業務が停止していたことが原因だが、現在は移動制限が解除され通常業務を行っており、財務状況も正常に戻っている。

##### ②【米子市営日野川堰運動公園及び米子市営湊山庭球場】

所管部局の経済部スポーツ振興課が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問）の選定過程などを説明した。

#### 【質疑等】

（委員） 候補者は、障がい者施設であるが、施設の管理業務に問題はないか。

（所管課） 現在でも他の施設の清掃、除草などを行っており、今回の管理施設は除草が主な業務となるため問題ないと思われる。

### ③【米子市都市公園（内浜区域）】

所管部局の都市整備部都市整備課が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問）の選定過程などを説明した。

#### 【質疑等】

- （委員） 両事業者共に、提案額が市の試算額に対して大幅に高額なものを計上している。2分割したことによる経費の増加は当然であるが、先に決定した外浜区域と比較してもあまりにも高額であり、米子市の公園管理といった観点から、整合がとれていないと思う。
- （委員） 選定委員として「幾らにせよ」といったことは言えないので、「協議すること」といった付帯意見をつけて答申する。
- （委員） B社については、資本金が7千万円程度なので、あまり過度な価格交渉を行うと資金的に危険かもしれない。
- （委員） 試算額②とされたものは、人件費や必要人員数を、現行の指定管理者でもあり外浜区域の指定管理者の指定申請を反映し低く見積もったものということだが、これは現行の指定管理者に実績やノウハウがあるために出来る数字であり、試算額②は現行の指定管理者が管理に当たった場合のシミュレーションに過ぎないのではないだろうか。試算額①の人員数等の方が、経験の有無問わない妥当な数字であり、こちらを市の試算額として交渉すべきだと思う。
- （所管課） 言われるとおり、今後に向けて、管理実施可能な事業者を増やすためにも新規参入が必要であると考えため、指摘のとおり試算額①の人件費をベースとした。
- （委員） 「2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。（20点）」について、両事業者15点と同点であるが、A社の提案はハード的であり項目のみの記載であるのに対し、B社の提案は米子市まちづくりビジョンに基づいた年度ごとの具体性が示された計画だと思う。例えば、（1）または（3）の項目で点差をつける方がよいのではないだろうか。
- （所管課） 評価は相対評価で付けるものであり、現在の指定管理者と比較すると、これまでとは異なった提案（A社：熱中症対策やHP作成等、B社：モニタリングツアーやスポーツ用品貸出等）が両事業者共になされており、普通とする3点よりやや優位（4点）であるためこのような配点とした。
- （委員） その様な理由であれば理解できる。応募事業者間での比較ならば点差をつけてもよいと思うが、現指定管理者と比較するものであるならば、それと同等（3点）または更に優位（5点）とするまでにはならず、妥当である。ただ、イメージとしては、A社14.5点、B社15.4点といったものである。
- （委員） 実際、やはり点差をつけるまでにはならないと思う。しかし、B社の年度ごとの計画は評価すべきものだと思うので、（1）の項目の記載事項に、「運営に係る企画について年度ごとに計画を立てている」といった文言を追記されたし。

#### 【審議結果】

選定基準に基づく市の評価結果に異議はなく、市の評価どおり候補者案が承認された。

### (2) 答申案の協議

答申書の事務局案を提案し、協議が行われた。

#### 【質疑等】

特になし。

**【協議結果】**

審議結果に基づいて作成した答申書の事務局案について、異議なしと決定された。

**[4 その他]**

**[5 閉会]**